

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第12次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
501	不動産登記等証明書の交付事務の拡大	不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号）第6条第1項、第11条、第119条第1項 不動産登記規則（平成17年2月18日法務省令第18号）第197条第1項 商業登記法（昭和38年7月9日法律第125号）第1条の3、第4条、第7条 商業登記規則（昭和39年3月11日法務省令第23号）第29条、第30条第3項	平成19年中に結論	<p>【第8次提案に対する対応方針（平成18年2月15日）】 証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務に関して、本年6月までの試行の結果の分析を踏まえて、その取扱いを実施する具体的な基準（登記所適正配置を実施した地域におけるものを含む。）について、平成18年度中に検討し結論を得る。なお、自治体職員による登記事項証明書等の交付事務の取扱いについては、上記の証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務の取扱いの一方策として検討を行う。</p> <p>【第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）】 平成17年6月、愛媛県新居浜市において証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務について試行を開始し、以後、更に4箇所を追加的に試行を実施して、平成18年度中にその取扱いを実施する具体的な基準を確定すべく、利用状況の把握・検証に努めてきた。 ところが、平成19年4月1日から登記事項証明書の手数料の見直しがあり、オンラインにより登記事項証明書を請求する場合や、インターネット登記情報提供サービスを利用する場合の料金が大幅に引き下げられた。基準の策定には、証明書発行請求機の収支予測が不可欠であるところ、オンライン等による場合の手数料の引下げは、これまでの試行において把握した証明書発行請求機の利用者数に影響を及ぼす可能性があることから、平成19年度も継続して利用状況の把握に努める必要がある。 そこで、手数料改正による影響について一定の結論を得た上で、平成19年9月までの情報をもとに基準の策定を予定しており、平成19年中に策定・公表を行う。 【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p>	全国で実施	証明書発行請求機の設置基準については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の調査審議に関する意見を踏まえ、平成19年度中に公表を行う。	法務省
502	法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	商業登記法（昭和38年7月9日法律第125号）第1条の3、第4条、第7条	平成19年中に結論	<p>【第8次提案に対する対応方針（平成18年2月15日）】 証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務に関して、本年6月までの試行の結果の分析を踏まえて、その取扱いを実施する具体的な基準（登記所適正配置を実施した地域におけるものを含む。）について、平成18年度中に検討し結論を得る。なお、自治体職員による登記事項証明書等の交付事務の取扱いについては、上記の証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務の取扱いの一方策として検討を行う。</p> <p>【第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）】 平成17年6月、愛媛県新居浜市において証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務について試行を開始し、以後、更に4箇所を追加的に試行を実施して、平成18年度中にその取扱いを実施する具体的な基準を確定すべく、利用状況の把握・検証に努めてきた。 ところが、平成19年4月1日から登記事項証明書の手数料の見直しがあり、オンラインにより登記事項証明書を請求する場合や、インターネット登記情報提供サービスを利用する場合の料金が大幅に引き下げられた。基準の策定には、証明書発行請求機の収支予測が不可欠であるところ、オンライン等による場合の手数料の引下げは、これまでの試行において把握した証明書発行請求機の利用者数に影響を及ぼす可能性があることから、平成19年度も継続して利用状況の把握に努める必要がある。 そこで、手数料改正による影響について一定の結論を得た上で、平成19年9月までの情報をもとに基準の策定を予定しており、平成19年中に策定・公表を行う。 【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p>	全国で実施	証明書発行請求機の設置基準については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の調査審議に関する意見を踏まえ、平成19年度中に公表を行う。	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1002 1301	特定肥飼料等への炭の追加	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年6月7日法律第116号）第2条第5項、第10条第1項～3項、第20条第1項等 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成13年4月25日政令第176号）第2条	平成19年中に結論	<p>〔第8次提案に対する対応方針（平成18年2月15日）〕 食品リサイクル法では、おおむね5年ごとに基本方針を定めることとされているとともに、法施行後5年を経過した場合において、施行の状況に検討を加えることとなっているなど、制度に係る検討が必要となっていることから、その一環として、今後、食品リサイクル法における特定肥飼料等への炭の追加を含む再生利用に係る製品の追加について検討を行い、平成18年度中に結論を得る。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 食品リサイクル法では、おおむね5年ごとに基本方針を定めることとされているとともに、法施行後5年を経過した場合において、施行の状況に検討を加えることとなっていることから、その一環として、特定肥飼料等への炭の追加を含む再生利用に係る製品の追加について検討を行っている。</p> <p>農林水産省は、平成17年10月に設置された食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会において、食品リサイクル制度の見直しについて検討を行った。</p> <p>また、環境省は、平成17年9月に、生ごみ等の3R・処理に関する検討会を設置し、リサイクルの方法の追加の検討等についてとりまとめを行い、さらに、これを踏まえつつ、食品リサイクル制度の見直しの検討を行うため、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に食品リサイクル専門委員会を設置した。</p> <p>平成18年9月以降は、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会の合同会合を開催して検討を重ね、新たな再生利用手法の追加や、地域を限定した再生利用の個別認定について検討すべき旨を盛り込んだとりまとめ（案）を作成し、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会及び食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会において、平成19年2月にそれぞれ了承された。</p> <p>当該とりまとめ報告を踏まえ、炭の追加を含む特定肥飼料等の範囲を拡大する方向で、その具体的内容について法制的な観点から検討し、平成19年中に結論を得る。</p> <p>【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p>	全国で実施	食品循環資源を原材料とする特定肥飼料等に炭を追加するため、第二条（再生利用に係る製品）への「炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤」の追加を含む「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を平成19年12月に施行した。	農林水産省 環境省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
503	高度人材に係る在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年10月28日法務省令第54号）別表第2	平成21年通常国会までに関係法案提出	<p>〔第8次提案に対する対応方針（平成18年2月15日）〕 専門的・技術的分野における外国人労働者のうち、例えば、各国がその獲得を争うような、より高度な技術や知識を有する高度人材の在留期間の伸長については、規制改革・民間開放推進3カ年計画に基づき、入国後にチェックする仕組みを整備した上で、高度な技術や知識を有する高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について検討し、平成18年度中に結論を得る。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的な検討を進める。 【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p>	検討中	<p>「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的な検討を進める。</p>	法務省
903	所在地変更による健康保険証の再作成の廃止	健康保険法施行規則（大正15年7月1日内務省令第36号）第48条	平成19年度中に結論	<p>〔第8次提案に対する対応方針（平成18年2月15日）〕 政府管掌健康保険は、平成20年度を目途として都道府県を単位とする財政運営を行う公法人化とすることとされており、その事務処理や被保険者証の取扱いについても検討を行い、平成18年度中に結論を得る。その結論を踏まえて平成20年度以降に措置することとする。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 政府管掌健康保険は、平成18年6月に、「健康保険法等の一部を改正する法律」が国会で成立、公布され、平成20年10月に国とは切り離した新たな保険者として全国健康保険協会を設立し、自主自律の運営のもとに都道府県単位の財政運営を基本として健康保険事業を実施していくこととなっている。平成20年10月に稼働する全国健康保険協会の新たなシステムにおいては、市町村合併等による社会保険事務所の管轄の変更に伴う被保険者証の再作成は必要としないようにシステム的に対応する方向で準備を進めている。なお、上記以外の事業所の所在地を変更した場合の政府管掌健康保険の被保険者証の取扱いについては、一定の条件の下に再作成は不要とする方向で平成19年度内に検討する。 【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p>	検討中	<p>政府管掌健康保険は、平成20年10月に国とは切り離した新たな保険者として全国健康保険協会を設立し、自主自律の運営のもとに都道府県単位の財政運営を基本として健康保険事業を実施するため、現在、準備を進めているところである。その中で、市町村合併等による社会保険事務所の管轄の変更に伴う被保険者証の再作成は必要としないようにシステム的に対応する方向で作業を進めているとともに、上記以外の事業所の所在地を変更した場合の政府管掌健康保険の被保険者証の取扱いについては、一定の条件の下に再作成は不要とする方向で検討を進めているところである。</p>	厚生労働省